

8万枚のパンフレットでセーフティバスの利用促進を図る

平成25年度の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の申請受付が、4月1日～5月31日まで行われています。制度の開始から3年目になる今年度の特徴は、新規申請事業者と合わせ、2年目更新事業者が「高いレベルの安全確保への取組みを持続」した証しとして、「一つ星から二つ星」を目指すことです。公益社団法人日本バス協会では、「セーフティバスの社会的認知と利用促進」を図る宣伝行動を、積極的に行っておりますので報告を致します。

【旅行業協会に利用促進の周知を要請】

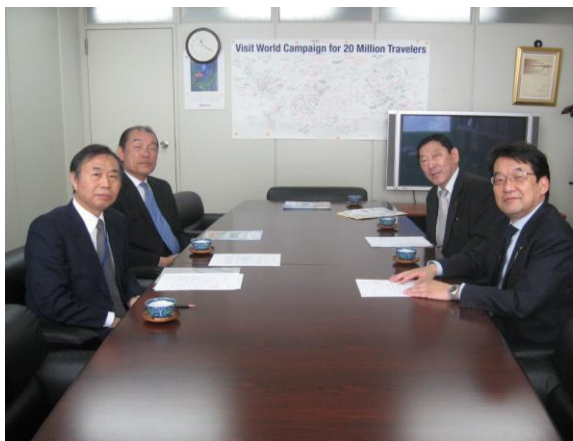
5月1日、一般社団法人全国旅行業協会を藤井理事長、船戸常務、川合業務部長が訪問し、新たに作成をしたパンフレットを持参し、「セーフティバスの利用促進と周知を図っていただきたい」と要請を致しました。

対応をいただいた一般社団法人全国旅行業協会の有野専務理事、若井事務局長、菊池部長から、「会員に周知するとともにセーフティバスを活用するよう働きかけを行った」と、今後も協力を図っていただく事になりました。



【対応いただいた全国旅行業協会(右側)】

5月7日、一般社団法人日本旅行業協会にパンフレットを持参し、利用促進の要請を致しました。対応をいただいた中村理事長、興津部長から、「県によっては取得事業者が少ない県もある。セーフティバスの付加価値を付けていただき取得事業者と車両数の増加を」と要望がありました。



【対応いただいた日本旅行業協会(左側)】

【8万枚の新たなパンフレット作成し利用促進を図る】

安全確保に向けた取組み状況が優良なバス会社であることを示す「セーフティバス」は、貸切バスを利用するお客様が、安心して自由にバス会社を選択できる制度です。

平成25年5月1日現在の認定事業者は420社、車両数は1万3709両です。

利用するお客様が「セーフティバス」の制度に理解をいただく周知が重要です。公益社団法人日本バス協会では旅行業界のほか、各都道府県教育委員会や各市町村教育委員会、日本観光振興協会、日本修学旅行協会、大手旅行会社などに向けて、利用促進の行動を展開しています。パンフレットは認定事業者にも配布されていますので利用者PRをお願いします。

